

地方独立行政法人法に基づく不要財産の納付に係る 知事の認可に関する評価委員会意見について（案）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）函館水産試験場は、平成26年6月1日に函館市国際水産・海洋総合研究センター内に全面移転したため、道総研設立時に道から現物出資した旧函館水産試験場敷地の土地については、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったことを道総研において決定した。

このため、その土地について、地方独立行政法人法第42条の2の規定に基づき、道総研から設立団体の長である北海道知事あて不要財産の納付の認可に係る申請があり、同法第42条の2第5項の規定に基づき、北海道知事が認可をするにあたって、あらかじめ評価委員会の意見を聴くものである。

1 不要財産の概要

旧函館水産試験場敷地

	所在地	面積(㎡)	出資価額(円)	出資日
土地 (宅地)	函館市湯川町1丁目 2番66	2,148.38 ※出資時：2,314.04㎡ （ ・H26.10 地積変更(▲1.61㎡) ・H26.11 一部譲渡(▲164.05㎡) ）	67,107,000	H22.4.1

2 経過

S40年12月 函館水産試験場庁舎新築（函館市湯川町1丁目2番66）
H22年 4月 法人設立にあたり、道から道総研に出資
H26年 6月 函館市国際水産・海洋総合研究センター（函館市弁天町20番5号）に全面移転
H28年10月 土地汚染調査終了（土壌汚染なし）
H28年11月 旧庁舎等解体撤去終了
H29年 2月 取水管撤去終了
H29年 2月 道総研から道に不要財産納付の認可申請

3 根拠法令（法人不要財産の納付関係）

地方独立行政法人法

（出資等に係る不要財産の納付等）

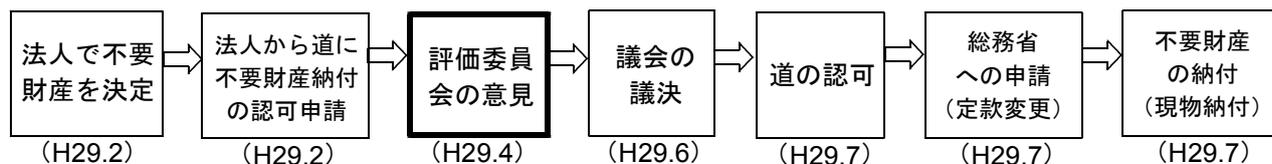
第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。

（略）

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（略）

4 納付手続の流れ



5 評価委員会の意見

※「意見なし」の場合

函館水産試験場は、平成26年6月1日から函館市国際水産・海洋研究総合センター内に全面移転したことに伴い、移転前の土地は、法人として将来にわたり業務を確実に実施する上で不要であり、設置者である道に納付することは、法令上問題がないものと認められることから、道の認可にあたっては「意見なし」とする。